

【耐震補強工事の要件（木造一戸建て住宅における概要※1）】

お住まいの住宅が次表の「改良前の住宅の条件」及び「改良後の住宅の条件」にそれぞれ該当する必要があります。

判断方法	改良前の住宅の条件※2		改良後の住宅の条件
	次の①から④までのいずれかの住宅であること。		改良前の住宅の条件区分に応じ、次のいずれかの住宅であること。
耐震診断	① 「木造住宅の耐震診断と補強方法」※3による上部構造評点（Iw値）※4が1未満である住宅	→	① 次の①-1又は①-2のいずれかに適合する住宅 ①-1「木造住宅の耐震診断と補強方法」※3による上部構造評点（Iw値）が1以上であること。 ①-2「木造住宅の耐震診断と補強方法」※3により、（i）から（iii）までの基準に適合すること。 （i）上部構造評点（Iw値）※5が1未満で改良前から向上していること（小数点第2位以下切捨て）。 （ii）住宅のバランスを示す指標値が改良前から低下しないこと。 （iii）地方公共団体の耐震改修に関する補助金等の対象であること。
	② 「木造住宅の耐震診断と補強方法」※3による上部構造評点（Iw値）※4が1以上である住宅	→	② 「木造住宅の耐震診断と補強方法」※3により、（i）及び（ii）の基準に適合する住宅 （i）上部構造評点（Iw値）※4が改良前から向上すること（小数点第2位以下切捨て）。 （ii）住宅のバランスを示す指標値が改良前から低下しないこと。
	③ 「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」※5による上部構造評点（Iw値）※4が1未満である住宅	→	③ 「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」※5による上部構造評点（Iw値）※4が1以上である住宅
	④ 国、地方公共団体等が認めた診断法により診断を行い、地震に対する安全性が認められない住宅		④ 国、地方公共団体等が認めた診断法により（i）及び（ii）の基準に適合すること。 （i）当該診断法に基づき算定した地震に対する安全性を示す指標の値が改良前から向上していること。 （ii）地方公共団体の耐震改修に関する補助金等（住宅全体のバランスを低下させないことを補助の要件としていることについて機構があらかじめ確認したものに限ります。）の対象であること。
評価方法基準※6	⑤ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準の耐震等級が2以下である住宅※6	→	⑤ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の耐震等級が改良前の住宅の等級より向上している住宅

- ※1 木造一戸建て住宅（在来木造住宅、枠組壁工法住宅等）以外の住宅の場合は、機構お客さまコールセンターまでお問合せください。
- ※2 建築確認日が昭和56年5月31日以前の住宅（建築確認日が確認できない場合は、新築年月日（表題（表示）登記における新築時期）が昭和58年3月31日）以前の住宅は改良前の住宅の条件の確認を省略することができます。
- ※3 （一財）日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」又は「精密診断法」によります。
- ※4 極めて稀に発生する地震動による住宅の倒壊の可能性に関する指標で、（一財）日本建築防災協会が以下の目安を示しています。

判定	倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い
上部構造評点（Iw値）	1.5以上	1.0以上～1.5未満	0.7以上～1.0未満	0.7未満

- ※5 （一財）日本建築防災協会の「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」をいいます。
- ※6 適合証明技術者は、評価方法基準に基づいた判定を行うことができません。